

令和8年度  
津市中小企業振興事業補助金  
(新商品等開発支援事業)  
公募要領

**【募集受付期間】**

令和8年4月2日(木)～6月12日(金) 17時15分必着

**【受付・問い合わせ先】**

津市ビジネスサポートセンター 経営支援課

〒514-0131 津市あのとつ台四丁目6番地1 あのとつピア1階

TEL : (059)236-3355

E-mail : 229-3360@city.tsu.lg.jp

**【申請書ダウンロード】**

津市ホームページ

URL : <https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1551745672633/index.html>



津市ホームページ

令和8年4月

津市



# 事業の概要

## 1 目的

この補助金は、新商品等の開発・改良等を支援することにより、市内の中小企業者の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

## 2 補助対象事業者

本市の区域内に主たる事務所または事業所を有し、かつ1年以上事業を営む中小企業者であり、かつ市税を完納している事業者（応募締切日に開業後1年を経過していること。）

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう（下図参照）。ただし、みなし大企業は対象外とします。

（参考）中小企業庁ホームページより引用

[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.html](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html)

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

ただし、以下のいずれかに該当する事業者は対象となりません。

### 【対象とならない事業者】

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者
- ・大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・宗教上の組織若しくは団体、政治団体、暴力団、暴力団員及び関係事業者

### 3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとします。

- (1) 新商品等開発支援事業（新たな商品等を開発する事業）
- (2) 既存商品等改良支援事業（既存の商品等を改良する事業）

※ただし、以下の事項に該当する場合には、対象となりません。

#### 【対象とならない場合】

- 事業の大半を他の事業者へ委託する補助事業
  - ① 事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託する事業
  - ② 試作品等の製造・開発の主たる部分を他社に委託し、企画を行うだけの事業
- 他の事業者の委託を受けて行う補助事業
- 年度内に十分な成果が見込めない、または成果物の作成が困難な補助事業
- 事業内容が関係する法令または公序良俗に反するものの場合
- 同一の事業に対し、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている、または将来交付を受けることが確定している場合（他の公的機関等へ内容を確認する場合があります。）
- 交付決定を受ける前に事業の執行に着手した場合

なお、この補助金への提案は1事業者につき1提案とします。

### 4 交付対象経費（消費税及び地方消費税を除く）

- (1) 試作品等に係る原材料費

補助事業の遂行に必要な原材料等の購入に要する経費

※原材料等の購入は必要最小限度にとどめ、補助事業期間中に使い切ることが原則です。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する経費は補助対象となりません。

※原材料は試作品や見本品の作成に限るものとし、本補助事業で購入した原材料を販売することはできません。

- (2) 機械工具費

補助事業の遂行に必要な機械・工具の購入・改良に要する経費（パソコンやタブレット等の汎用性があり、目的外使用になり得るものや中古品は対象外）

購入した機械・工具の運送や設置に要する経費（設置場所の基礎・整備工事は除く。）

- (3) 産業財産等取得費

補助事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標件等の取得に要する経費

- (4) 委託費（外注費を含む）

補助事業の遂行に必要な業務を委託（外注）する場合に要する経費（自ら行うことが困難な業務に限ります。）

※交付対象経費以外の事業全体の費用についても提案書に明記してください。費用の構成状況により、本要領2の規定にある「事業の大半を他の事業者へ委託する補助事業」に該当すると判断される場合は受付できません。

※交付対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。

※初期費用のみを対象とし、リース料、保守管理等の維持管理に係る経費は対象になりません。

※事業着手は交付決定日以降となります。既に着手したもののや、申請・交付決定前に支払い済みの経費は交付対象外ですので注意してください。

## 5 補助額及び補助率

補助率：補助対象経費の合計の1 / 2以内

補助額：製造業               ：100万円以内

          その他の業種： 50万円以内

※製造業とは日本標準産業分類大分類E 製造業に該当する業種とします。

募集件数は4件程度の予定ですが、提案金額と採択の状況によりこの限りではありません。また、採択された場合であっても、提案内容や予算等の都合により減額となる場合があります。

## 6 その他

(1) 令和7年度津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）に採択された事業者は、この補助金へは応募できません。

(2) 令和8年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業【通常枠】【カーボンニュートラル枠】【DX（デジタルトランスフォーメーション）枠】）に応募した事業者は、本補助金へは応募できません。

(3) 交付決定前に着手した事業は、補助対象となりません。また、変更決定前に着手した変更する内容も、補助対象となりません。

※「着手」とは原材料や設備等を発注する行為が含まれます。見積の取得は着手に含まれません。

(4) 事業として一般的に成果が出せる場合であっても、本補助金が定める規定等の枠内で事業を実施する場合に、事業成果を出す事が難しいという場合も起こりえます。本補助金の要領等を熟読し、規定されたルールに基づいて事業が実施できるかを十分に検討の上、応募してください。

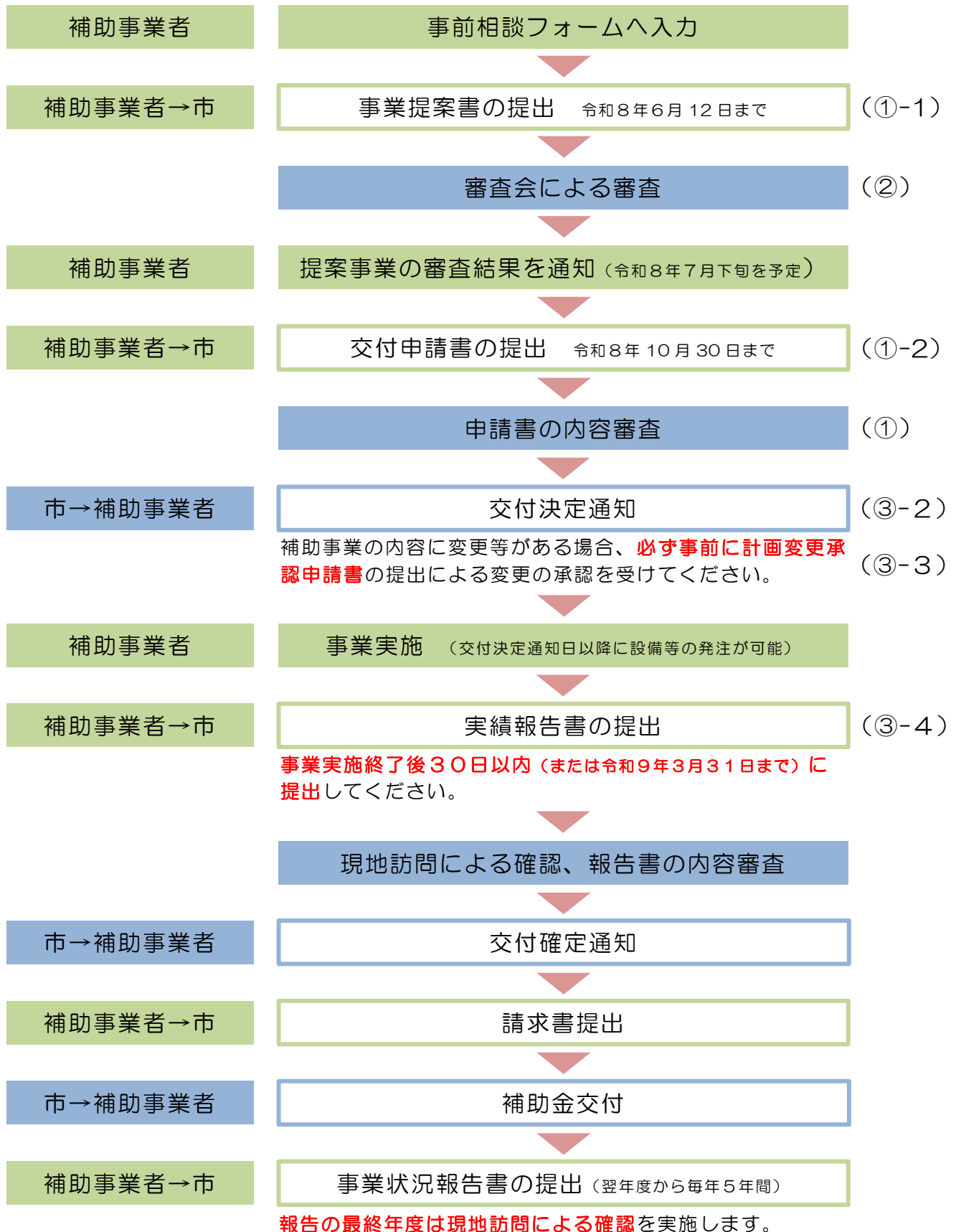
(5) 提案をしようとする事業は、自社の業務状況や人員体制等の観点から、余裕をもって年度内に完了させることができるものかどうか、十分に確認の上、応募するようにしてください。

(6) 本補助金の補助事業者は、翌年度以降の5年間（令和9年度から5年間）に渡り、補助事業の状況を「事業状況報告書」の提出等により報告する必要があります。5年目の最終年度には、現地訪問による確認を実施します。

応募、申請に必要な書類や、詳しい内容について説明しますので、申請を希望される場合は事前に問い合わせください。

また、この公募要領と併せて、「令和8年度津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）実施要領」も確認してください。提出書類の様式等（別紙1～別紙5）が実施要領内にありますので、一連の手続きに使用してください。

# 補助金申請～支払いまでの流れ



# 申請の手続き（①）

## 1 申請手続き方法

### ・事業提案書

事業提案書を提出する際は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 「事業提案書（別紙1）」 ※津市様式

イ 直近2期の決算書の写し（事業を営んでから2年未満の事業者については、申請時点で添付できる決算書、及び開業届の写し）

ウ 法人の場合：定款の写し又は登記事項証明書

個人事業主の場合：本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し

エ 市税の完納証明書 ※納税証明書ではありません

オ 事業所の概要（会社案内パンフレット等、会社概要・沿革・製品等がわかるもの）

カ 事業実施に要する経費の見積書、カタログ・パンフレット（写し可）

### ・交付申請書

ア 事業計画概要及び収支予算書（※津市様式）又はこれに代わる書類

イ 法人の場合は登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）

※提案時に提出していない場合は提出の必要があります。

## 2 申請書提出先・入手方法

申請に必要な書類は津市ホームページからダウンロードできます。

**申請の際には、必ず事前に下記のフォームからお問い合わせください。**

### 【事前相談フォーム】

URL：<https://logoform.jp/form/5jA5/994044>

### 【申請書ダウンロード】

津市ホームページ

URL：<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1551745672633/index.html>

### 【事前相談・提出先】

津市ビジネスサポートセンター 経営支援課

〒514-0131 津市あのとつ台四丁目6番地1 あのとつピア1階

TEL : (059)-236-3355

E-mail : [229-3360@city.tsu.lg.jp](mailto:229-3360@city.tsu.lg.jp)



## 審査方法（②）

### 1 審査について

交付対象者は、審査基準に基づいて決定します。

### 2 審査基準

評価項目	審査項目
新規性・地域への波及効果評価	① 従来品にない機能、性能、用途などが盛り込まれているか ② 地域への波及効果が見込める取り組みであるか
経理評価	① 企業内容が堅実かどうか ② 資金を十分に負担できるかどうか ③ 外部資源等に大半を頼っていないか
事業評価	① 新商品等の開発、既存商品等の改良の目的が明確か ② 自らの製品や産業の現状・課題・競合地域・他社の現状が分析された上で事業を実施しているか（将来性、市場ニーズは適切に把握されているか） ③ 今までに新商品等の開発、既存商品等の改良などの取り組みがされているか。今後、継続した取り組みがされるか ④ 提案事業が雇用の促進に寄与するものであるか ⑤ 事業の大半を他の事業者へ委託していないか 1. 事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託する事業 2. 試作品等の製造・開発の主たる部分を他社に委託し、企画を行うだけの事業
実施体制	① 事業を実施するにあたり、十分な経営資源（技術力、経験、ノウハウ、人材等）を有しているか

※採択された補助事業については、事業者名及び補助事業名等を本市ホームページ等にて公表する場合があります。

# 審査後の手続き（③）

## 1 審査後の流れ

審査結果については書面にて提案事業者へ通知します。採択通知を受領した補助事業者は速やかに交付申請の手続きを進めてください。

交付申請以降に必要な書類（様式）は、令和8年度津市中小企業振興事業補助金実施要領（新商品等開発支援事業）内に別紙1～別紙5がありますので、実施要領を熟読の上、書類の準備をしてください。

## 2 交付決定

申請内容の審査を行い補助金の交付が決定したら、「交付決定通知書」を送付します。事業者は交付決定通知日以降、事業に着手できます。

## 3 事業内容に変更が発生した場合について

補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときには、あらかじめ「計画変更承認申請書（別紙3）」を提出し、その承認を受けなければなりません。

## 4 実績報告

事業終了後30日以内または補助金の交付決定に係る会計年度の終了時に、次に掲げる書類を提出してください。

- ① 「実績報告書（別紙4）」 ※津市様式
- ② 「事業成果及び収支決算書（新商品等開発支援事業）」 ※津市様式  
（事業実施の成果物若しくはその写真等、成果が確認できる書類を添付）
- ③ 対象経費を支払ったことが確認できる書類（領収書や振込明細等の写し）